Ⅱ. 安全方針

当社は、鉄道事業の安全確保への取組みに際して「安全方針」を定めています。

この安全方針については、平成 18(2006)年の制定後、種々の社内通知と併せ、携行カードの携行を義務 化したり、各職場に掲示するなど、広く鉄道部門の社員への周知に努めております。

〇安全の最優先

安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一 同、安全確保に最善の努力を尽くす。

〇法令·規程の遵守

輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。

〇安全管理体制の維持

安全管理体制を適切に維持するために、不断の確認を励行する。



安全の最優先 安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、 社長及び役員・社員一同、安全確保に最善の努力を尽くす。

法令・規程の遵守 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ 忠実に職務を遂行する。

安全管理体制の維持 安全管理体制を適切に維持するために、不断の確認を励行する。



阪神電気鉄道株式会社

携行カード (抜粋)

職場での掲示



Ⅲ. 安全目標

当社では、「安全目標」を次のとおり定めています。昭和60(1985)年4月以降、平成28(2016)年3月 末現在まで30年11か月の間、責任事故皆無を継続しており、国土交通省近畿運輸局長から表彰をいただきま した。

責任事故ゼロの継続